

原子力委員会見直しのための有識者会議 第1回議事録

内閣官房国家戦略室

第1回 原子力委員会見直しのための有識者会議 議事次第

日 時：平成24年10月31日（水）16:14～17:39

場 所：合同庁舎4号館5階 545会議室

1 開 会

2 議 題

- （1）原子力委員会見直しのための有識者会議の開催について
- （2）原子力委員会見直しの当面のスケジュールについて
- （3）原子力委員会の果たしてきた役割等について

3 閉 会

○国家戦略室 それでは、定刻になりましたので、第1回「原子力委員会の見直しのための有識者会議」を開催させていただきたいと思います。

本日は御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。事務局を務めさせていただきます国家戦略室でございます。よろしくお願いします。

では、ただいまより始めさせていただきますが、本来であればエネルギー・環境会議の議長であります前原国家戦略担当大臣が出席させていただいて、御挨拶の予定なのですが、国会の関係で途中からの出席となっておりますので、本日は白内閣府副大臣から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○白副大臣 座ったまま失礼させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいま御紹介に預かりました内閣府の副大臣、国家戦略担当をさせていただいております白眞勲と申します。

本来であるならば、今、御案内がありましたように前原大臣から御挨拶させていただかなければいけないところ、きょうは本会議が衆議院でありまして、私は参議院でございまして、ですから私はいられるわけでありまして、参議院は本会議が全く開かれていない状況でして、本当にどうなってしまっているんだというところなのですが、また改めて前原大臣からは御挨拶のほど、こちらのほうに向かうことになっておりますので、終わり次第後ほどということでございますが、まずは私のほうから御挨拶させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、本当に今回御就任くださいましてありがとうございます。

先日もエネルギー・環境会議におきまして革新的エネルギー・環境戦略を取りまとめました。その中で原子力委員会については原子力の平和的利用の確認などの機能に留意しつつ、そのあり方に関する検討の場を設け、組織の廃止・改編も含めて抜本的に見直すとしております。

原子力委員会の見直しにつきましては年末までには一定の成果が得られるよう、集中的な議論を積み重ねつつ、国内外に対してしっかりと責任ある行政体制のあり方としての組織論を提起できるようにしていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、率直で忌憚なき御意見を賜れば幸いです。日程的にも制約があり、大変な御負担をおかけいたしますけれども、私どもも強い意志を持って取り組んでまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○国家戦略室 ありがとうございます。

それでは、最初に事務局から資料1に沿いまして、この会議の設置について御説明させていただきます。

「原子力委員会見直しのための有識者会議の開催について」という資料でございまして、これはエネルギー・環境会議議長決定ということでございます。趣旨としては今、副大臣の御挨拶にもありましたが、革新的エネルギー・環境戦略の中で原子力委員会のあり方に

関して抜本的な見直しを行うということになっておりまして、そのための場を設けさせていただくということで、この会議を開催させていただきたいと思います。

メンバーは次のページに別紙とあると思いますが、この 10 名の有識者の方々と参画いただくことになっております。

位置づけとしては、エネルギー・環境会議の議長たる国家戦略担当大臣のもとで開催させていただく。会議の座長は互選で決めていただくことになっておりまして、座長は必要に応じて関係者の出席を求めることができるということになってございます。

会議の庶務及び運営に必要な事項は、国家戦略室で処理させていただくということで進めさせていただきたいと思います。

きょうは増田委員と山地委員が御欠席、城山委員が少し遅れられるということでございますが、最初に簡単に別紙記載順で、1 分程度で自己紹介を兼ねて御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○浅田委員 京都大学の浅田と申します。

国際法を専門としておりまして、主として核不拡散の観点から原子力の関係ではかかわってきております。原子力委員会にも若干出席しておりまして、その観点からも何らかのコメントができればと思っています。よろしくお願いいたします。

○大西委員 東京大学の大西といいます。

私は都市計画が専門でありまして、原子力とは余り関係ないのですが、もう一つ、日本学術会議の会長をしております。

学術会議は御承知のように原子力基本法の制定のとき、それから、初期のころの原子力の利用についてコミットしてきまして、そういう意味では原子力委員会の設置にも少し関係があったということで、学術会議の中ではこの問題含めていろいろ議論してきたということで、委員の端っこに加えさせていただいたのかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中西委員 京都大学法学部の中西と申します。

国際政治学を専門にしています。原子力の問題には原子力の技術的な側面とか、エネルギーの側面については私は決して専門ではありません。1 つは浅田先生が国際法の観点から核不拡散の専門でいらっしゃいますけれども、私は国際政治のほうからそういった方面にある程度関心を持っています。

それと、安全保障、広い意味でエネルギーの問題もありますし、核のセーフティの問題、セキュリティの問題もありますが、そういう観点から原子力の問題についてはある程度考えております。いろいろ皆さん方に御質問させていただくことが多いかもわかりませんが、そういう観点でこの見直しに貢献できればと思っています。

○伴委員 原子力資料情報室の伴英幸といいます。

NGO ですので、学問的バックグラウンドというよりか、体験的なところから、いろんなことが言えるのかなと思います。また、2004 年から 2005 年にかけて行われた原子力政策

大綱の議論にも委員として参加させていただきましたし、今、中止してしまいましたけれども、2010年の暮れから始まった新大綱の策定会議の委員でもありましたので、2回ほどそういう政策づくりにかかわってきましたので、そういう観点から少し意見が言えるのかなと思っています。よろしくお願いします。

○森田委員 学習院大学法学部の森田でございます。

私も原子力関係はほとんど今までかかわったことがございません。一時、地域との関係で原子力発電所その他のことを少し勉強したことがあるという程度です。専門は行政学でございまして、中央省庁改革のときも少しお手伝いさせていただきましたし、それ以外、行政組織あるいは公務員制度を専門としておりますので、今回もその観点からお手伝いができるのではないかと考えています。よろしくお願いいたします。

○吉岡委員 吉岡です。

九州大学副学長とありますが、比較社会文化研究院の教授もしております。専門は科学史、科学政策ということで、一番の重点分野として原子力を対象として、いろいろ歴史を書いたり政策論をやったりという、それを長くやってきました。

原子力委員会には1997年の高速増殖炉懇談会からお邪魔をして、2000年の長期計画と2005年の政策大綱の委員として関係しました。2009年まで専門委員をやって、その後、原子力委員会を2年ほど御無沙汰しておりましたけれども、去年から政府の事故調査検証委員会の委員を務めて、8月によりやうく終わったというところで、また原子力かよという気もしますが、頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○和気委員 慶応大学商学部の和気と申します。

もともとは国際経済学が専門ですが、長い間、地球環境政策とエネルギー問題の枠組みで気候変動問題にかかわってまいりまして、IPCC第三次評価書のリードオーサーなどを担当してまいりました。また2005年の政策大綱にかかわらせていただき、その後も原子力委員会専門委員に名を連ねてまいりましたが、特に原子力の安全政策を中心に微力ながら審議に参画してまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○国家戦略室 ありがとうございます。

前原大臣到着しました。最後に御挨拶をよろしくお願いいたします。

それでは、資料にあります設置要領によりますと、座長が互選ということになっております。他薦、自薦問いませんが、どなたか御推薦ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○和気委員 もしお許しいただけるなら、私のほうから大西委員を御推薦申し上げたいと思います。現在、日本学術会議の会長でもおられますし、高い見識という意味においても、この懇談会の座長にふさわしい議長であると思いますので、御推薦させていただきます。

○国家戦略室 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○国家戦略室 それでは、大西委員よろしくお願いします。座長席のほうにお移りいただければと思います。

(大西委員、座長席へ移動)

○国家戦略室 それでは、ここからの進行は座長の大西委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○大西座長 ただいまの和気委員の御推薦、皆さんの賛同で座長役を務めることになりました大西といいます。改めてどうぞよろしくお願い申し上げます。

きょうは初回ということですが、それで少し最初に会の運営についてのお諮りをする必要があると思います。

設置要綱では、関係者の出席を求めることができることになっています。本日の会合で関係省庁の方にオブザーバーとして御出席いただいております。座席表にもその旨、名前が入っております。後ろの席にも座っておられる方がいるということですので、御了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事を始めさせていただきます。最初の議題は、まずこの会議の運営の点にあります。設置要領にありますとおり、本会議の運営に必要な事項は内閣官房が処理することになっておりますので、運営要領についても事務局である内閣官房国家戦略室から説明してもらいたいと思います。お願いします。

○国家戦略室 それでは、資料2に沿いまして、この有識者会議の運営要領を御説明させていただきますと思います。議事の進行でございますが、座長にお願いしますけれども、もしも座長が出席できないときは、座長の指名する方に代理としてお願いをしたいと思っております。

なお、2. にありますが、代理人での御出席は御遠慮いただくということでございますけれども、例えば書面等で御意見をいただくということはお願ひしたいと考えております。

議事の公開につきましては、配付資料、議事録については会議終了後、公開させていただきます。資料については会議終了直後、議事録につきましては委員の皆様の御確認をいただいたものを、なるべく早く公開したいと思っております。したがいまして、委員の皆様には短期間でのチェックをお願いすることになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

また、座長が必要と判断された場合には、その一部または全部を非公開とさせていただきます。と思っております。

会議の陪席及び傍聴は、基本的には議事の運営上、必要と認められるということで判断して考えたいと思っております。議事の内容上、事務局としてはどうしても外交的な問題等々で、必ずしも完全にオープンというのが適切でない場合もあるかと考えておりまして、その上で判断していただきたいと思いますと考えております。

なお、これ以外につきまして時々で御意見ありましたら承り、その上で議論していただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○大西座長 これはここに内閣官房国家戦略室とありますように、あらかじめ運営要領が定まって我々が委員になるかと聞かれたという関係になっているかと思えますけれども、今の運営要領の説明について御質問等がありましたらお願いいたします。

○伴委員 反対しているというわけではないのですが、いろんな審議会は全て公開で開かれているのが現状であって、なるべくオープンに公開であろうという傾向の中で、この会議は終了後に公開することになっているわけです。その理由について補足していただければと思います。

○大西座長 これは国家戦略室からお願いいたします。

○国家戦略室 先ほども申し上げましたが、多分この原子力の問題、特に原子力委員会が今なされている各種の中で、どうしても外交的な問題、今回も国際関係の先生方にも来ていただいておりますが、要はリアルでやっているとどうしてもその場で全て公開となっておりますので、対外的には余り公開すべきでない事項があるときに、この議事録等であれば御納得いただければ、その部分を非公開にすることもできるということがございまして、今回このような形で運営をしていきたいと考えております。

○大西座長 いかがでしょうか。

そのほか御質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、運営要領については今、御質問がありましたけれども、内容的には示されたとおりの運営要領で進めていくということでまいりたいと思います。

2番目の議題に移ります。2番目の議題は本会議の設置に至る経緯と今後の進め方についてであります。これについても事務局から説明をお願いします。

○国家戦略室 資料3をごらんいただければと思います。これまでの経緯につきましては先ほどもございましたが、もともとこの国家戦略室のほうで昨年の福島第一原発事故の発生を契機に、エネルギー政策の白紙からの見直しを行ってまいりまして、9月14日に革新的エネルギー・環境戦略というものが策定されております。エネルギー・環境会議において策定されました。

この戦略において、原子力委員会につきまして、この下にあるような形で言及されておりまして、ここで言う、まさしくそのあり方に関する検討の場ということで、この有識者会議を設置させていただいております。

この趣旨に沿いまして、今後検討を進めていただきたいと思っておりますが、今後のスケジュールとしましては、本日第1回は原子力委員会のこれまでの活動、経緯、各国の状況を現在の原子力委員会事務局から説明いただき、これについて御質問等いただければと考えております。

第2回は原子力委員会の役割について、今、お願いしていますのは近藤原子力委員長からお話をいただくということと、原子力規制委員会から原子力委員会の役割についてどのように捉えているかというのをお話いただきたいと思っております。第2回でお願いでき

るかどうかスケジュール的な関係がございますので、この辺は流動的なところがありますが、原子力規制委員会からもお話をいただきたいと思いますと考えております。

第3回と書いていますが、そのほか関係省庁、きょうオブザーバーで来ていただきます経産省、文部科学省、外務省それぞれの立場から、今の原子力委員会の役割あるいは今後原子力政策におけるこういう組織についての意見をいただければと思っております。

これらのお話を伺いながら、原子力委員会が現在やっている機能あるいは役割というか持っている課題を整理しつつ、第4回以降論点整理をし、原子力委員会の見直し案の取りまとめに向けた御議論を続けていただくことを現在考えております。

以上でございます。

○大西座長　ありがとうございました。

それでは、今のこれまでの経緯及び今後のスケジュールについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○吉岡委員　事故調なんかでも、誰が文案を書くかということで事務局が書くか委員のワーキンググループが書くかとか議論になったのですけれども、4回会議の論点整理というのはどなたが書くのか、ワーキングとかをつくるのか、そうでないのか、これからそれを議論するのかということについてお伺いしたいと思います。

○大西座長　根本的にはこの会議の中でみんなで決めることだと思いますけれども、事務局が準備してきたので考えをまず聞いてみたいと思います。お願いします。

○国家戦略室　事務局といたしましては、時間的な制約も非常にタイトになっておりますし、コンパクトにいろんなものをシステムティックに御提示をフェアにしていくという前提で、今は事務局のほうで論点を整理して、御提示をして、それに基づいて御意見をいただくというやり方が一番円滑、スムーズに議事を進めることができるのではないか。そういうふうに考えています。

○大西座長　中西委員、どうぞ。

○中西委員　質問なのですけれども、現在の原子力委員会については次回、近藤委員長からこの場でお話を伺う予定になっているようですが、やはり原子力委員会の今後というものを考えていくときに、現在あるいは過去の原子力委員の方の率直な御意見を聞くことは非常に意味があるのではないかと思いますのです。

私も現在あるいは過去の原子力委員の方で、個人的に研究関係等で存じ上げている方もおられたりするので、具体的に考えているわけではないのですけれども、もし機会があれば直接、個人的な意見としてお話を伺ってみたいなど思っているのですが、そういった個人的な接触は行っても構わないということでしょうか。あるいは、この公的な場所での原子力委員長からの聞きとり以外に情報を共有するといったことについては、座長どのようにお考えでしょうか。

○大西座長　前段のほうは、例えば先生が個人的に面談される。これは自由だと思うのですが、委員会としてこの場に追加的に来ていただくということがもし御提案としてあれば、

それは検討しなければいけないと思うのです。委員会以外場で委員会として例えばヒアリングして、その情報をここに提供する必要があるれば、それはまた第3のケースですけれども、これは何か皆さん思い当たることはありますか。なかなか文書の格好でほかで聞いてきたものをここで情報として提示するというのは、共有の点でも難しいような感じもあります。事務局で何かもしその辺で考えがあったら。

○国家戦略室 議論の行く末によっては、原子力委員会の委員でいらっしゃった先生方にお聞きになりたい事項が出てくると思うのですけれども、その場合、もし仮に本会議の委員の先生方が個別に全部ばらばらにやって、同じ方に重複してという御負担がかかるケースもあるのではないかと思いますので、もし事柄の性格その他にもよりますが、こういう御関心があるということであらかじめ例えば提起していただければ、あるいは複数の先生方からあったということであれば、座長と御相談して、この場でお話いただくのがいいのか、あるいは個別にお話をいただくのがいいのかというのは御相談を申し上げた上で、御対応を提起された先生と御相談をして決めていくということではいかかだと思います。

○大西座長 全体がかなりタイトといいますか、12月18日くらいまでに詰めてやるということなので、日程調整なんかも大変かなと思いますけれども、できるだけ広く情報収集をして、御意見を集約していくことが必要だと思うので、早目にそういうことについてお申し出いただければ対応をできるだけしたいと私としても思います。全く個人ベースでやるというのは自由ということになると思います。

浅田委員、どうぞ。

○浅田委員 これまでの経緯との関係で御質問なのですけれども、この会議は革新的エネルギー・環境戦略の、そこに下線が引いてある部分を踏まえて設置されたということだと思うのですが「組織の廃止・改編も含めて抜本的に見直す」と書いてあります。原子力規制委員会の新設との関係では、原子力安全委員会および原子力安全・保安院等が直接影響を受けたと思いますが、それが原子力委員会の廃止・改編を含めてという形で原子力委員会まで影響が及んだ経緯についてお尋ねしたいと思います。原子力委員会は、原子力安全委員や保安院とは別個の存在としてこれまであったと思うのです。原子力規制委員会の新設とは直接関係のない原子力委員会の廃止・改編を含めて抜本的に見直すというふうにされた理由、経緯について御説明いただければと思います。

○大西座長 御質問はエネ環戦略の記述内容についてですね。

○浅田委員 経緯ということでお願いします。

○大西座長 これは事務局でいいですか。

○国家戦略室 この革新的エネルギー・環境戦略の起点は、もちろん福島第一原発事故でございますが、あれを起点として安全政策だけではなくてエネルギー政策をゼロから見直すということで、エネルギー・環境会議で議論をしてきた経緯がございます。その中で原子力政策自身についてもゼロから見直す。その過程でこれまでエネルギー基本計画で例

えば原子力を 50%まで伸ばすと言っていたものを、ある意味だと原子力に依存しない社会を実現するということまでこの戦略を方針転換しております。

そういう中でこれまで進めてきた原子力委員会の位置づけ、役割につきましてもゼロから見直すことを考えると、ここに書いてあるような意味で廃止・改編も含めて抜本的に見直すということになったものと理解していますが、あくまでもエネルギー・環境会議、閣僚会議の決定事項でございますので、理解としてはそのように事務局としては考えております。

○浅田委員 組織の改編の場合はさほどでもないと思いますけれども、廃止となった場合に旧来、原子力委員会が担っておった任務というものを、どこか新しい組織をつくるということになるか、あるいはどこかの組織にそれを委ねるということになるのか、そういった組織的なところもこの会議で検討する対象となっているのかどうか。単に原子力委員会の今後どうするかという、廃止の場合には廃止で終わりということなのか、そのあたりのマンドートの範囲について事前にお聞きしておきたいと思います。

○大西座長 今の点は確かに、あるものがなくなった場合にどういう影響が派生的というか、直接的に起きるのかということがあるので、この委員会としてもそう無責任にただなくせばいいということにはならなくて、その場合にはどういう手当をする必要があるのかということを経験しなければいけないと思いますが、これについても事務局から伺いたいと思います。

○国家戦略室 まさしく今、御指摘の点につきまして、第3回のところにも書いてありますが、原子力行政体制の機能、課題を整理していただいて、これをもとに第4回に書いてありますけれども、原子力行政体制全体のあり方ですので、もちろん廃止した後にその機能をどこで、どういう形で担っていくのかということを含めて御議論いただくものと認識しております。

○大西座長 ほかに御指摘、御意見、御質問ありましたらお願いします。

最初に吉岡委員がお尋ねになった点でありますけれども、これはこの委員会のまとまり具合といいますか、そういうことにもよると思うので、少し議論を進めてみて、事務局に作業をしてもらうところと、委員が基本的な方向についてまとめるところと、必要に応じて切り分けるというか、うまく整合させていくことを考えていきたいと思いますので、今の問題提起を受け止めて議論を進めるという、きょうのところはそういう扱いでよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御指摘がなければ、今の経緯とスケジュールについては少しタイトなスケジュールが気になりますけれども、了解したということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、議題2についてはそのように扱います。

次は議題3、原子力委員会のこれまでの活動と経緯についてであります。これは原子力委員会のこれまでの活動と経緯について、見直しを進めるに当たって整理をする必要があ

るということで、組織の変遷等について事務局のほうで少しまとめた資料をつくってもらっていますので、説明を聞いて認識を共有することにしたいと思います。

この件については現在、原子力委員会の事務局を担当しておられる内閣府の原子力政策担当室から説明をしていただきます。お願いします。

○内閣府 まず資料が2つございまして、資料4-1でございますけれども、概要でございます。左の段階の欄にありますとおり、原子力委員会を中心とした推進体制ができた第1期、原子力委員会から安全規制が分離され、核燃料サイクルが推進されることになった第2期、その後の事故を経て安全規制が強化され、原子力利用がグローバル化した第3期というふうに、3期に分けて説明をさせていただくということでございます。これを横に置きながら資料4-2で説明をさせていただきたいと思います。34ページになっておりますので、飛ばし飛ばしの説明になりますことを御容赦いただければと存じます。

めくっていただくと目次がございまして、3ページに原子力委員会の役割というものがございます。歴史に入る前に、簡単に原子力委員会の現状に触れさせていただきます。

原子力委員会は内閣府の審議会でございます。原子力の研究開発及び利用に関する政策、関係行政機関の事務の調整ということを企画、審議、決定する審議会でございます。原子力政策大綱などによりまして政策の基本方針を提示して、各省がそれぞれの所掌に基づいて分担して、施策を実施するという体制になってございます。

右側は安全規制で、原子力規制委員会が6月に法律が成立して、9月に発足したということでございます。

4ページ、現行の原子力政策大綱の概要でございます。この内容の説明は省略させていただきますが、上段にありますとおり、大綱は今後10年間程度に進めるべき原子力政策の基本的な考え方を示すものとして、17年10月に決定され、その後、閣議決定をされているというものです。この後の震災後の見直しについては大綱策定会議が中心になったということでございます。

5ページ、原子力委員会の所掌事務でございますが、①にありますのは原子力委員会設置法に基づく業務でございます。②は原子炉等規制法に基づく施設の設置・許可のときの平和利用に関する意見を述べるという業務。③、④は特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、日本原子力研究開発機構法、その2つに基づいて意見を述べるという法定の業務でございます。

6ページは歴史の概要でございます。これをさらにコンパクトにしたものが資料4-1の左側になるということでございます。

7ページから第1期の歴史に入らせていただきますが、まず原子力基本法の制定の経緯でございます。1953年に学術会議に「わが国の原子力研究をいかにすべきかを検討する委員会」が設置されました。1954年になりまして昭和29年度予算に初めて原子力予算が計上されたということでございます。日本学術会議の総会で12ページにあります政令が出されまして、ここで公開、民主、自主という三原則が述べられたわけでございます。

7 ページに戻りまして、1955 年 9 月に原子力調査国会議員団の共同声明というものが出版されております。これにつきましては 13 ページにございまして、下の 4 名の名前で出版されておりますけれども、（2）にありますとおり総合的基本法たる原子力法を至急制定し、平和利用及び学術会議のいわゆる三原則の基本線を厳守という方針が述べられたということでございます。

8 ページ、1955 年 10 月には超党派の国会議員による原子力合同委員会が発足しております。この委員会におきまして原子力基本法、12 月 10 日のところにございます原子力委員会設置法、総理府設置法改正という 3 つの原子力 3 法と呼ばれますものが、議員立法の法案として作成されたということです。12 月に可決公布されております。

そのときの提案理由の抜粋が下にございまして、まず原子力基本法の提案理由の中に、国家が不動の態勢をもって、全国民協力のもとに、この政策を長期的に進めるということ。それから、超党派性をもって政策を運用し、政治家らの独立性を保つという趣旨が述べられております。

その下に委員会設置法の提案理由がございますが、これは 4 行目からごらんになっていただきますと、民主的運営を図るために強力な合議制による委員会を設けるということが述べられております。さらに民主性確保のために国会で委員会人事の同意をするという手続をとることになっておりまして、上の 12 月 23 日のところにありますとおり、5 名の委員の人事について衆参で全会一致で合意されたという経緯になっております。

9 ページに基本法と設置法の抜粋がございますが、基本法は委員会を設置するという趣旨でございまして、設置法は今まで出てきた話でございますけれども、第 7 条のところは委員長は国務大臣を充てることになっております。また、第 3 条において内閣総理大臣は委員会の決定を尊重するという規定がございます。

10 ページ、立法過程の特色というものがございますが、上の段は説明を省略させていただきます。下段に大きな論点として挙がりましたことに、委員会の性格と委員長が誰かということがございます。一番下に結論、結果がございまして、議論の末、原子力委員会は行政委員会とはせず、審議会の性格を有するものとされた。委員長は国務大臣を充てることになったということでございます。

11 ページには基本法制定後の経緯がございます。1956 年 3 月に科学技術庁が総理府に設置されまして、原子力局がその下に入ったということでございます。1960 年 2 月には所掌事務の増大に伴って委員を 2 名増加ということで、原子力委員が委員長を含めて 7 人になったということでございます。

14 ページは大学の研究の自由を担保するためという趣旨で、原子力委員会の経費の見積りに関する審議の対象から、大学の研究経費を外すということが付帯決議で決められたというものでございます。

以上が第 1 期でございます。

15 ページは第 2 期でございますが、背景のところは原子力安全委員会ホームページからの引用でございますけれども、1973 年に石油危機がありまして、石油代替エネルギーの必要性が高まった一方、環境問題一般に対する国民の関心が高まり、原子力施設と地元住民とのかかわり合い増大の中で、国民は、原子力の安全性に高い関心を示し始めた。内外における原子力発電所の故障などもありまして、安全性に対する国民の潜在的不安感が増幅された。これにより原子力発電の計画が大幅に遅れたということがありました。

こうした中で、1974 年に原子力船「むつ」の放射線漏れが起こりまして、原子力の安全性に対する国民の不安感を増大させ、結果として原子力行政全般に対する国民の不信を招くことになったという経緯でございます。これを背景として 1975 年 2 月に総理の諮問機関として原子力行政懇談会が設置されて、行政体制の見直しが行われたということでございます。

1975 年 12 月に中間取りまとめが行われております。16 ページにはメンバー表がございまして、別名有沢懇談会と呼ばれているものでございますが、17 ページに中間取りまとめの概要がございます。〔1〕にありますとおり、原子力委員会のあり方について、ここで初めて新しい原子力委員会と原子力安全委員会の 2 つに分割することが書かれております。

18 ページも中間取りまとめ概要ですけれども、（ロ）にありますとおり委員長について学識経験者から選任すべきという意見と、国務大臣を充てるべきという意見が併記されております。

（二）は安全審査、許認可行政のあり方についてというところですが、安全規制行政の一般化を図るために実用炉につきましては通産省、船については運輸省、研究炉に関しては科学技術庁がそれぞれ一貫して安全規制を担当する。それに原子力安全委員会がダブルチェックを行うということが書かれております。

19 ページに 1976 年 7 月になりまして取りまとめられた最終的な意見がございまして〔1〕、〔2〕はそのままということで、さらに例えば〔5〕にありますとおり、原子力発電所の設置に当たって公開ヒアリングは通産省が行い、原子力安全委員会がダブルチェックを行うということ。また〔7〕には放射線障害防止行政の規制に漏れがないようにするといったことが書かれてございます。

20 ページ、この懇談会の意見に沿いまして原子力委員会の設置法等の改正法案が国会に提出されまして、1978 年 6 月に通過いたしまして、1978 年 10 月に原子力委員会が改組され、原子力安全委員会が発足ということになっております。内容はここまでで説明したとおりでございますけれども、（1）②に安全委員会委員 5 人、委員長は委員の互選ということになっておりまして、科技庁原子力安全局が事務局ということです。これに伴いまして、原子力委員会は 7 人になっておりましたけれども、5 人に戻っております。また、委員長は引き続き国務大臣を充てることになっております。

3. は公開ヒアリングについては法定化せずに、運用で実施ということになったということでございます。

以上が第2期でございます。

21 ページ以降が第3期でございます。1995 年にもんじゅのナトリウム漏えい事故がございまして、その後、橋本内閣のもとで行政改革会議が開かれ、1997 年 12 月に最終報告がまとめられております。真ん中の四角の原子力委員会に関する記述を見ていただきますと、原子力委員会及び原子力安全委員会は内閣府に置き、事務局機能は内閣府が関係府省の協力を得て処理するということになって、抜本的な見直しの中で委員会は残ったということでございます。結果として 1998 年に成立しました中央省庁等改革基本法におきましては、内閣府に置き、その機能を継続するということで、2001 年 1 月の省庁再編が行われて、その中で機能を継続することになったということでございます。

22 ページ、設置法の改正ということでございますが、99 年に審議会等の整理合理化計画というものがございました。ここで審議会の見直しというものが行われまして、さらに上の四角の 2 番目の○にありますとおり、委員会の資格要件につきましては国会議員、国務大臣等は不可欠な場合を除いて委員等としないと定められました。改正のポイントというのは委員会設置法が 2001 年 1 月に施行されましたけれども、原子力委員会委員長が国務大臣でなければならないとする規定を削除する。理由として青字にありますとおり、高い専門性と長期にわたり継続して問題に取り組む必要が出てきたということでございます。

2 番目の○の最後の行にありますとおり、答申等の尊重義務規定を一律に廃止するという方針が基本計画で示されましたので、これに沿って内閣総理大臣が原子力委員会の決定の報告を尊重するという規定が削除されたということでございます。

23 ページはかなり時間的に飛んでおりますけれども、2011 年 3 月に東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生したことを受け、原子力規制委員会がことし 9 月に発足したということでございます。それに伴いまして規制庁が事務局として設置されまして、原子力安全基盤機構を廃止して規制庁に吸収。内閣に原子力防災会議が設置されることになりました。

原子力の役割の大きな変化は、設置許可に係る諮問規定の削除が行われております。平和利用だけについて意見を述べるということになっております。それから、核セキュリティ業務の原子力規制委員会の移管。これは事実上、原子力委員会が行っていたものが移管されたということです。

最後に、先ほど御説明ありましたように革新的エネルギー・環境戦略が 9 月に出されまして、その中で原子力政策をエネルギー・環境会議の場を中心として確立する。なお、原子力委員会については原子力の平和的利用の確認などの機能に留意しつつ、そのあり方に関する検討の場を設け、組織の廃止・改編も含めて抜本的に見直すとされたところでございます。

24 ページ以降は参考でございます。

25～27 ページは各期において役割がどうだったか、それぞれの業務において何をしてきたかということがございます。

1 つだけ、25 ページ一番下の透明性の確保のところだけごらんいただきますと、月報を出すことによって透明性を確保していたのですけれども、26 ページの下段にまいりますと原子力委員会に関係行政機関の出席が可能になった。27 ページの下にまいりまして、3 期では原子力委員会は一般公開となったということでございます。

ただ、この中で、特にこの春、原子力委員会の運営の中で原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会のもとで、打ち合わせの運営におきまして、透明性、中立性の確保の重要性に関する認識が足りなかったために、原子力行政に対する国民の信頼を損ねる状況になったということを深く反省しております。それに伴いまして、一番下にあります原子力委員会の運営改善などを徹底しているということでございます。

28 ページ以降は原子力長期利用計画、2005 年以降の原子力政策大綱の概要を示したもので、32 ページは歴代の原子力委員でございます。

33 ページ、34 ページに諸外国の原子力行政体制をまとめております。先進国と途上国に分けておりますけれども、この表はまず一義的に規制と推進がいつ導入されたかということを含めて記述しておりますので、ごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○大西座長 ありがとうございます。

これが最後の議題でありますので、これまでの原子力委員会の活動と経緯をめぐって質疑応答あるいは意見交換をしたいと思います。時間的には 17 時 30 分までの予定でありまして、議論は 25 分をめぐりに終わりにしたいと思いますので、20 分ほど時間があります。どうぞ御自由に御発言ください。

○吉岡委員 このテーマというのは私の専門分野でありますので、もしよろしければ私が去年、増補改訂版を出した原子力の社会史を皆さんにお配りしたいのですが、よろしいでしょうか。

○大西座長 はい。今お手元にありますか。

○吉岡委員 今は無理です。次回くらいまでに。

それで、やはり細かいことが気になります。例えば第 1 期で 70 年代後期までをまとめているけれども、区切りが 1967 年ぐらいにあって、これは 2 つに分けたほうがいい。67 年に何が起きたかという動燃の設立なのですが、ここで核燃料サイクル路線のナショナルプロジェクトとしての推進が決まった。一方では 2 つのタイプの軽水炉を各電力会社が分担して年間 2 基ぐらいずつつくっていくという路線が決まったのが 1960 年代半ば過ぎで、それが今に続く 2011 年あるいは 2010 年までの原子力の基本路線が敷かれた。それが 60 年代半ば過ぎぐらいで、その前の 10 年間は言い方がきついかもしれませんが、路線も定まらず右往左往していたわけです。だから、これは 2 つに分けたほうがいいのではないか。

最後の第3期なのですけれども、これは90年代半ばに1つの確かに大きな転機があって、もんじゅの事故なのですが、それによっていろいろ行政の民主化改善が行われて、私のような者も委員になるという時代になったわけで、一定の改革がなされて、しかし、2000年にもう一つの大きな転換期があって、2000年には中央省庁再編で、それまでの長期計画が6つの分科会をつくってすごい大所帯で、科技庁原子力局が100人以上の陣容でサポートしてやっていた。それが事務局が10人になってしまったということで非常に存在感が2000年を契機にぐんと落ちる。

1995年から2005年までの間の特徴というのは、従来の原子力政策の柔軟化というか流動化というか、そういうことが起きまして、もんじゅなんかもんじゅ以後については白紙にするとか、そういうことが決まったりしたのだけれども、2005年に従来路線への復帰が図られた。しかし、この時期15年全体として原子力開発利用は低迷を重ねて、発電電力量のピークは1998年です。そういうふうな全体として低迷した中で路線の流れが5年ごとに変わっていったという、そういうふうなことを私の本に書いていますので、よろしければ後でござんください。

以上です。

○大西座長 ありがとうございます。

原子力政策の変遷と原子力委員会の組織体制の変化という、少し視点が違うのかもしれませんが。今のことについてもっともだとか、もっともでないとか、いいですか。ありがとうございました。では、委員にもし御提供いただけるのであれば、事務局のほうにお届けいただければと思います。よろしくお願いします。

ほかにございますか。

○城山委員 今の点に若干かかわるのですけれども、過去の経緯を整理したときに、どういう観点で整理するのかという点について留意する必要があると思います。今日のお話は組織体制の観点で整理されていて、そうすると結局安全とか事故とか、そういうものに伴って、つまり安全の観点にある意味では引きずられてどのように組織体制がどう変わっていったかという点が、ファクトとして整理していただいていると思うのですけれども、多分この委員会とのミッションの関係で言うと、原子力委員会の機能をどう果たしてきたのか、あるいはそれがどう変わってきたのかという観点での整理をしていただくことが必要で、多分、吉岡委員が御指摘いただいた点も、その点にかかわってくるのだと思うのです。そういう意味で言うと、1つは平和利用の確保というものが設立以来の1つの重要なテーマなわけですが、それを実態としてどういう形で担保してきたのかという点を整理する必要があります。

例えば、核不拡散の対策がきちんと入ってくると、国際的なレジームの中で少なくとも転用は防ぐという枠組みは、それはそれとして出来てくるわけなので、それと国内政治的に、民主的に平和利用を担保しますよというところの関係が課題になるわけです。多分こういう機能分担をするかというのも恐らく変わってきているのだと思うのです。そういう

観点でどういう変化があったのか、その中で原子力委員会が何をしてきたのかということを整理していただくことが必要なのだろうと思います。

もう一つは、今の吉岡委員の御指摘にかかわるのですけれども、ある種の技術評価機能みたいなことをこの原子力委員会はやってきたのだと思うのです。1967年には、例えば燃料サイクルを推進し、最後、高速増殖炉に行きます、将来の主流ですというふうに言っているのですが、だんだんトーンが変わってくるのです。特に90年代に入ってきて軽水炉と併用して、将来は高速増殖炉もあり得るかもしれませんねとかいうようになります。長計を読んでいると興味深いのは、長計が5年先になると、FBRの目標年次が5年以上先にいってしまう。どんどん遠くなっていくという不思議な計画がなされているのです。

それは何をやったかという、ある意味では技術開発というものがリアリスティックにワークするように、ある種のコントロールをかけていたという機能もあって、ユーザーとしての電力会社の影響力がふえたという話でもあるので、そこは極めて扱いが微妙ですけれども、そういう技術評価的な機能をやってきた、そのあり方がどう変わってきたかという話も多分、1つの観点としてあるのかなと思います。あと明示的にやったのは2004年ごろに、核燃料サイクル全体に関して評価基準を幾つかつくって、結局現行はいいと言ったのですが、そういう評価機能を実践しました。このような技術評価機能をどう果たしてきて、何が問題であって何ができたのか。そのあたりを整理していただくことも多分、今後原子力、長期的にどういくかは別にして、ある種の技術評価的機能というのはどこかに持たなければいけないので、そこも1つの重要な観点かなと思います。後にもあるかもしれませんが、そういうファンクションの観点での整理というのもどこかでいただくといいのかなという気がします。

○大西座長　ありがとうございました。

内閣府原子力政策担当室、どうぞ。

○内閣府　今の第1点の機能につきましては、本来25ページからの役割のところでは御説明するべきところだったのですが、例えば平和利用につきましては、最初は原子力開発利用の平和目的に限られていることを技術的に確認し、発表してきたということなのですけれども、26ページの2期になりますと1987年に新しい日米原子力協定ができて、プルトニウムの余剰を持たないことを確認し、表明するということになっております。こうした機能をどう果たしてきたかというのは、これは羅列でございますので整理が必要という御指摘だと思います。

技術評価につきましても、どういう基準をつくったかといったことが下の欄に書いてあるわけでございますけれども、そこを整理すべきという御指摘と承ります。

○大西座長　ありがとうございました。

ほかにございますか。

○浅田委員　原子力委員会の組織面あるいは権限についての御説明をお聞きしますと、2001年1月の省庁改編というものが、かなり大きな影響があったような印象を受けました。

その大きな影響は恐らく2つで、1つは22ページにまとめて書いていると思うのですが、原子力委員会の委員長が国務大臣かどうかというところで、もう一つが23条と書かれていますが、内閣総理大臣は原子力委員会から決定について報告を受けたときは、これを尊重しなければならないという規定が削除されたというところだと思います。この2つはかなり大きいのではないかという印象を受けたのですが、それぞれの変更の理由を知りたいというところもあります。前者についてはそこに書かれているとおりで、高い専門性と長期に継続して問題に取り組む必要が出てきたということが理由として書かれています。後者についても審議会について一律にそうされたということであれば、それが理由だということになるのだと思います。

そこでお聞きしたのは、前者について、実際に原子力委員会の委員長が国務大臣から民間の専門家に変わったということによってどういう影響が出たのかということ、後者については、「尊重しなければならない」という規定が削除されたことによって、原子力委員会の位置づけもかなり低下したのではないかという印象を持つわけですが、そのあたりの実態はどうかというのがよくわからないので、その点をお聞きしたいと思います。

もう一つ、9ページの原子力委員会の設置ところですが、当初の設置法制定時というところで書かれています。ここで原子力委員会の権限として第三条で「決定の尊重」ということが書かれています。これは先ほど申し上げたところですが、その第四条では原子力委員会は関係行政機関の長に勧告できるということが書かれています。これは恐らく削除されていないのだと思うのですが、この勧告というのは実態としてどのようなになっているのかということが、原子力委員会のこれまでの位置づけとの関係でお聞きしたいところであります。

近藤委員長が次回来られますので、もう少し詳しいことはそこでお聞きできるかと思うのですが、もし原子力委員会の事務局のほうでそのあたりがおわかりでしたらお願いいたします。

○大西座長　では、今の点について内閣府原子力政策担当室から。

○内閣府

今の22ページにありました点で2点。

大臣ではなくなったということ、これが意味するところは、委員長が閣僚との間で意見交換をする機会を失ったということになりまして、私どもから言いますと行政マンとしては、担当省庁とのやりとりというレベルではこれまでとは変わらないのですが、大臣、行政機関の長同士でのコンタクトが少なくなったという観点から、意思疎通という意味では前よりも少なくなったのではないかと考えております。

その下の尊重義務規定というものもそれに関係するのですが、これまでは決定については尊重していただけたわけですが、この規定がなくなったために如実にあらわれてきましたのが原子力政策大綱の位置づけでございました。原子力政策大綱は、この中央省庁の改編の後、17年にできたのが、長計から大綱にかわって大綱という名前になったもの

で、できたのが最初だったわけですがけれども、このときに原子力委員会がつくった基本的な考え方を、各省庁に対してどのようにして使っていただくということが議論になりまして、結果としては閣議において原子力政策大綱を原子力政策として尊重しましょうという内容の閣議決定をしていただいたということで、結果としては尊重するという同じ言葉を使いましたので、効力はほとんど変わらないということ、実行上担保できたと理解しておりますけれども、これまでは法律上、普遍的にそういう機能があったものが閣議で一つ一つ、1件ごとに対応するというような処理をせざるを得なくなったというところに違いが出てきたと理解しております。

最後に、9ページの勧告でございますけれども、勧告は今も法律上変わってございません。ただ、原子力委員会はこれまで一度も勧告というものは出したことはございません。ここは担当者の伝聞ではありますが、原子力委員会の委員長が大臣でしたので、勧告ということを経ずとも、ある程度意思疎通ができたからなのではないかと仄聞をしております。

○大西座長 伴委員、どうぞ。

○伴委員 ややそれと関連するのですが、ここに書かれています原子力委員会がさまざまな決定をします。それが後に政策大綱等に反映されて、それが閣議決定されるということで初めて1つの効力を持つようになっていくのかなと、今までの説明を聞いていると思うのですが、そうならない場合のさまざまな委員会決定というものは、どういう扱いになっているのでしょうか。あるいはそれはどういうふう to 効力として広まっていくのかということについて、お聞かせください。

○大西座長 これも内閣府原子力政策担当室からお願いします。

○内閣府 原子力委員会の決定は、あくまで委員会の決定ですので、法律上はそれを行政機関がどのように扱うのか、政府がどう扱うのかというのは、効力は書かれていないと理解をしております。ただ、原子力委員会がまとめたものというのが、そのまとめる過程において多くの有識者の知見を踏まえているということ、あるいは電力会社も含めて当事者が参加をし、当事者がその決定に関わってきたという実態を踏まえて、各省庁が自らがつくったという一体感があって、自分たちの政策の中に実質上取り込んでいってくれたのではないかと理解しています。

例えば原子力委員会の大綱あるいは長期計画でつくられたものが、経産省におきましてはエネルギー基本計画の中にある程度反映されていたり、文科省の中の審議会の議論の中に反映されたりということになっていって、最終的にはそれぞれの省庁が判断していたというのが法律上の建てつけになっていると理解しています。

ただ、まさに多くの人たちが集まり、公開の場で議論したというやり方そのものが、効力を生み出したのではないかと理解しています。

○大西座長 ほかにございますか。

○森田委員 私は原子力政策とか原子力のこれまでの行政についてよく知らないのですが、今、お話を伺っていて1つ確認させていただきたいのは、この有識者会議で何を

議論して、何を決めるのかということです。その点がいま一つ私には、わからないところがございます。と言いますのは当然のことですけれども、行政の組織ですから、それぞれのミッションに応じて一番適切な形の組織をつくらなければならないわけですが、日本の国の行政組織の一部ですから、行政組織の原則に沿ったものでなければならないというのは言うまでもないと思いますし、さらに一定の国際的な約束に関して言いますと、国際的な基準というものも設けられているものがあって、それを満たさない限りは国際的に信用が得られない。

これ以外の例で言いますと、例えば個人情報保護に関する第三者の委員会というのは、日本の行政組織は最近まで OECD の基準を満たしていなかった。そういう問題が出てまいりますし、さらにそれが過去の経緯からいろいろな運用の仕方があって、そこで慣習というものができてきていると思うのですけれども、行政を研究している観点から言いますと、そうしたものの中で何に焦点を当てて、何を最終的なアウトプットとしてここでは考えるのかということが見えていない気がいたします。

特にファンクション、城山さんがおっしゃった機能というものを充実させていくとしますと、この形の組織しかあり得ないということはないわけで、それが冒頭に浅田委員からもありましたけれども、廃止ということにもなってくるかと思います。ただ、その場合にはその機能をどういう形の行政組織で担うべきなのかということを中心に議論しなければいけない。これは正直申し上げまして、これは予定されたスケジュールではかなり難しいのではないかと思います。

そうでないとしたら、何らかの委員会形式でもって、その中でどういう機能を果たしていくのか、どういう形がいいのかということを議論することになると思いますけれども、その場合には例えば今までの原子力委員会というものも、日本の行政組織法の基本から言いますと、かなり異質といいますか、例外的な位置づけであると思っております。

先ほどお話がございましたように、8条の審議会です。ということは当然のことですけれども、本来の決定ではなくて、決定権者に対して答申をするというのが8条の組織のあり方です。ただ、これは原子力委員会と、ほかにも異質なもので公安委員会のようなものがあるかと思いますけれども、長い間、委員会の長が大臣であって、言うなれば権限を持った人が長になっている。したがって、2条の読み方ですけれども、普通、「企画し、審議し、決定をする」というふうに書いたとき、この決定は政府の決定になるのか、あるいは単に委員会の決定になるのか。先ほど内閣府のご担当者は委員会の決定であるとおっしゃいましたけれども、これは法律上の文言だとするとそう読めるかどうかというのは、これは解釈の余地があるところだと思います。

話せば長くなりますけれども、そうした意味で言いますと、実際に機能に合わせて運営していくために、この組織の原理は幾つかの原理が交錯したような形で、それを解釈でやってきたというのは、まさにおっしゃいましたように関係者の一体感と事実上の権威でもって、この決定というものが社会的に受け入れられてきたというものだと思います。その権

威がある意味で今、揺らいでいるとしますと、どういう形でそれをきちんと位置づけていくのか。それが問題なのではないか。それをここで議論するのでしょうかということの確認をさせていただきたい。

○大西座長 きょう時間がなくなってきましたので、今のことについて 30 秒で答えるのは難しいと思いますが、30 秒で事務局から答えてもらって、残りは次回の冒頭で整理をしないといけないと思いますので、そういう扱いにさせていただきます。これは有識者会議の事務局からお願いします。

○国家戦略室 お手元に参考資料 1 が配られていると思いますけれども、その 4 ページに原発に依存しない社会の実現に向けた 3 つの原則というものが決まっております。40 年運転制限の厳格な適用、原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働、原発の新設・増設は行わない。このような方針が実ははっきりと打ち出されているわけでありまして。

他方で、この 5 ページでは核燃料サイクル政策というものがございまして、これについては基本的には推進を継続していくのだという中身が決定されております。これは大きな原子力政策の方向性については、ここの中で方向が示されているわけでありまして、その示された方向性の中で、原子力委員会というものはどういう役割がこの方向の中で位置づけられるのであろうか。それについては存続を前提とした議論とか、そういうことではなくて、もう一回原点に立ち返って白地で考えてみたときに、原子力委員会の役割とか機能というものが定義できるかどうかというようなことを、これはしっかりと議論した上で、もし廃止するのであればどういう手当が必要なのか。

これは国際比較のところでは必ずしも触れておられませんでしたけれども、例えばアメリカは 30 年前に、こういう組織については各省に割り振ったという整理をしておりますのですけれども、そういったやり方がいいのか。あるいは使用済み燃料が相当程度長期にわたって国内外に保有されるという実態を踏まえた上で、例えば国際的な意味におきます核の平和利用のピンどめというようなことを、何かしら再処理事業をやっているという日本の国情に即して、これは何か機能を持たせておくべきなのかどうなのか、そういったところのまさに骨太な大きな方向性について、まずはしっかりと議論を煮詰めていくことが非常に大事なのだらうと思います。

○森田委員 1 点だけいいですか。今の国家戦略室のお話は、ファンクションのうちでどの範囲をやるかという話だったと思いますけれども、それが政府の行政の決定上どこに位置づけられるかというのはもう一つ別な論点ではないか。私が申し上げたかったのは後者のほうです。

○大西座長 まだ御議論あると思うのですが、きょうは時間を約束しているのが 17 時 30 分までということですので、もしまだ御質問がある場合には、事務局に答えを求めるものについては事務局宛にお願いしたいと思います。次回の論点にしたいということについても、事務局にその旨をおっしゃっていただければ、次回の冒頭、特に今の我々のミッションは何かということについては整理したいと思います。

ただ、冒頭だけで議論がまとまらない可能性もあるので、少しこれはテーマとして、最終的なまとめまで引きずっていくのかなという気がします。

個人的には私としては今、事務局の国家戦略室から説明がありましたけれども、既に新しい体制ができています。エネ環のレポートもそうですし、行政的には規制委員会が発足して、規制庁ができていう、そういうことで新しい体制ができていの中で何が欠けているのか。そこをどうこの原子力委員会の新たな組織が埋めていくのか。そういう議論の視点も要るのかなと思っていますところ。いずれにしても、またこれは次回以降議論していきたいと思います。

それでは、本日はちょっと時間が足りなかった感じではありますが、以上といたしまして、最後に前原国家戦略担当大臣から御挨拶をいただきますが、ここでメディアに入ってもらいます。

(報道関係者入室)

○大西座長 それでは、前原大臣に御挨拶をいただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前原大臣 皆さんお疲れ様でございました。ありがとうございます。

このたびは原子力委員会を見直すための有識者会議をつくりましたところ、先生方におかれましては大変御公務御多忙の中にもかわりませず、快く委員を引き受けていただき、また、会議に御参加をいただきまして誠にありがとうございます。また、互選で座長に御就任をいただきました大西日本学術会議会長様におかれましては、大変なお役目をお願いすることになりますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

森田先生の御質問に答えるような御挨拶になるかもしれませんが、私の思いを少しお話しさせていただきたいと思います。

今までの原子力行政というのは、私は2つの大きな問題を主に先送りをしながらやってきたと思っています。

1つは、核燃料サイクルというものがまだ完全に高速増殖炉が実用炉として確立していない中で、将来的には確立をするだろうという前提の中で進められてきたことが、まず1つの問題先送りの前提でありました。

もう一つは、これまた大きな問題でございますけれども、最終処分という問題を先送りして、いずれは最終処分地をもちろん見つける中でとにかく進めていこうということで、長らくこの問題が行われてきたのだらうと思います。

その中で、むしろ地球温暖化の問題を含めてCO2排出を少ないとするという前提で、原発の比率を高めていこうという政策が行われていた矢先に、去年3月11日の東日本大震災が起き、そして福島第一原発の事故が起きて、今なお福島の方だけではございませんけれども、32万人以上の方が避難所生活を送られていて、戻れないという状況になっておりますし、同時に、ともすれば首都圏3,000万人の避難計画までつくって、首都圏そのものも住めなくなるような状況で、ひとたび事故が起きれば人間の手には負えないという状況が

国民の間に、また、世界中に認知された、これぐらい大きな事故ではなかったかという思いを強く持っているところであります。

そういった国民の思いと、今回の原発事故を受けて、我々の政権としましては 2030 年代に原発ゼロを目指して、あらゆる政策資源を投入することを決めさせていただきました。

この原発ゼロというのは 2 つの意味がございまして、1 つは稼働している原発をゼロにするということと同時に、使用済み核燃料についてもゼロにしていかななくてはならないという、2 つのゼロという意味があることを、あらかじめ先生方にはお話をさせていただきたいと思っております。

他方で、今まで原発を推進していく、拡大をしていくということで協力をしてくれていたステークホルダーがかなりいます。例えば中間処分ということで受け入れてくれた青森県、再処理をこれから日本でも行っていくという前提で、その誘致をお願いし、協力をしてくれている六ヶ所村、中間処分地備蓄基地として御協力を快諾いただいているむつ市、こういった自治体もございまして、もちろん原発の立地地域というものもございまして、平和利用ということで日本に協力をしてくれてきた、例えば日米原子力協定の相手方であるアメリカ、そして日本は独自で再処理ができないということの中でイギリス、フランスに再処理をお願いしてきたという意味においては、さまざまな協力をしてくれた国との関係がございまして。

そういう意味におきまして、ゼロは目指しながらも核燃料サイクルというものを継続していく中で、最終的な折り合いをこのタームの中で見出していくことが今、我々が政策的に考えていかななくてはならない大きな方向性ではないかと思っているところでございます。

その中にありまして、原子力安全委員会と原子力安全・保安院というものにつきましては、先ほどお話がありましたように原子力規制委員会、そしてその事務局をつかさどる原子力規制庁というものができましたし、一部原子力委員会の役割というものも移したところでございますけれども、先ほど申し上げましたように 2030 年代ゼロを目指すということの中で安全と規制委員会が認めたものについては、重要な電源として再稼働をさせるということも決めておりますし、2030 年ということになりますと、まだまだ長いタームの中で原発を使い続けていくという問題もありますし、使用済み燃料は残る、プルトニウムも持っている、そして他国との関係がある、ステークホルダーとの関係もあるということの中で、原子力政策というものをしっかりやっていくための組織なり司令塔なり考えをまとめる組織というのは、今後必要になろうかと思っています。

その中で、今ある規制委員会、規制庁というものとは別個な形で原子力委員会をどのようにしていくのかということと、政策をどこかの国の役所で担わなければいけませんけれども、これをどのような形にしていくのかということについては、おのずと 1 つの方向性が出てくると思いますけれども、そういったことも含めて先生方には白地からぜひ御議論をいただく中で、この廃止・改編を含めた見直しというものをぜひ御議論いただければありがたいなと思っているところでございまして、限られた短い期間での御議論をいただく

ことになろうかと思えますけれども、どうかこの 3.11 を契機として大きなエネルギー戦略あるいはエネルギー政策の転換点になる作業に、ぜひ御尽力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

○大西座長 大臣、どうもありがとうございました。

我々のミッションがかなりクリアになったと思います。ただ、その上でまた皆さん御意見があると思いますので、それはまた次回ということで、きょうは以上とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

最後に事務局から日程の確認をして、散会したいと思います。

○国家戦略室 ありがとうございます。

短時間でということで、またすぐに次回なのですが、来週火曜日、6 日の 2 時から 4 時までということをお願いしているかと思います。その先の日程も別途御連絡させていただいておりますが、仮ということで時間帯、日時を御連絡させていただいておりますけれども、タイトであります、何とぞ御出席のほどよろしくお願いしたいと思います。

○大西座長 どうも本日はありがとうございました。